

新しい

# 介護予防・日常生活支援 総合事業

## 総合事業



～住み慣れた地域で

自分らしい暮らしを

続けていくために～

### 総合事業の概要

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を利用して、介護予防に取り組みましょう。

2025年（平成37年）には団塊の世

代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行します。要支援者など高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支え、介護予防と日常生活の自立を支援するために、介護保険法が改正されました。この改正で介護予防通所介護・介護予防訪問

### 総合事業の種類

介護が、全国一律のものから市の総合事業として位置付けられましたので、八代市は平成28年4月に総合事業をスタートさせました。

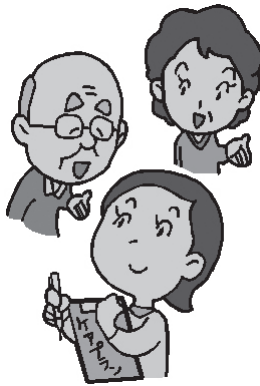
総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

総合事業の問合せ 長寿支援課 ☎ 33-4436

## 1. 介護予防・生活支援サービス事業

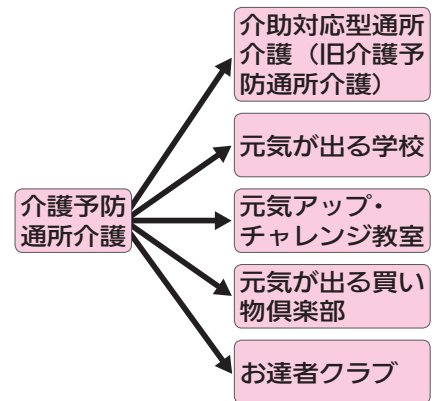
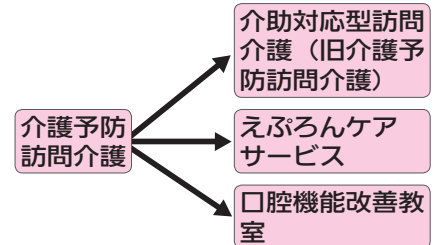
これまで要支援の人に対して、介護予防給付として全国一律の形で実施されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、八代市の事業として新たにスタートします。サービスの種類は右図の通りです。

自立した自分らしい暮らしを目指して、その人の状況にあったサービスを選択していきます。



### 介護予防・生活支援サービス

現在 → 平成28年4月～



## 2. 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象として、教室参加者の介護予防・健康づくりのためのプログラムを実施します。（やつしろ元気体操教室、いきいきサロンなど）

### ポイント

介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要な人であれば、要介護（要支援）認定の手続きをなくとも、基本チェックリストによる判定で、利用できるサービスがあります。（利用できないのは介助対応型訪問介護と介助対応型通所介護です）



### 既に要支援1・2の認定をお持ちの人

現在お持ちの介護認定有効期間までは、従前のサービスが利用できます。次の認定更新以降に総合事業

へ順次切り替わりとなります。

（例）認定期間が平成28年7月末の人

→平成28年8月から総合事業へ